

「インフラ」も攻撃目標

昨年末の「国家安全保障戦略」では「反撃能力」＝敵基地攻撃能力について「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンドオフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と記述していますが、攻撃対象には言及していません。

昨年4月の自民党「提言」では「相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含む」と明記していました。昨年12月の政府・与党協議で確認された方針では「軍事目標」とされました。軍事目標とは「物については、その性質・位置・用途または使用が軍事的行動に有効に役立つ

敵基地攻撃と

憲法9条

⑤

もので、かつその破壊または毀損(きそん)、その捕獲または無力化がその時の状況において明確な軍事的利益をもたらすもの「ジュネーブ条約」に対する1977年の追加議定書)と定義されます。軍用施設だけでなく、民間の非軍事施設でも軍事的に利用されるものは広く「軍事目標」にされる可能性があります。

「攻撃を防御する」

敵基地攻撃の理論上の可能性を認めたとされる1956年の鳩山一郎首相の答弁は、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれる(「傍線は編集部)として」います。相手国全体への攻撃ではなく、あくまで「敵基地」＝策源地を攻撃することが可能だとしています。「攻撃を防御する」と述べている点も重要で、岸田政権が前面に掲げる「抑止」とは異なるコンセプトです。「抑止」の本質は威嚇と恐怖

米国の「統合防空ミサイル防衛」(IAMD)の基本原則から

「(攻勢対航空作戦の攻撃目標)ミサイルサイト、飛行場、指揮統制機能、インフラストラクチャー」
出典:米軍統合教範JP3-01「対航空ミサイル脅威」(2017年4月)から志位事務所が作成

です。鳩山答弁は国民の命を守る

ために敵基地を撃つ以外ないという局面を想定し、「法理上」＝理論的可能性として自衛の範囲に入るとしているにすぎません。

相手国の指揮統制機能全体や「軍事目標」すべてを攻撃することは、鳩山答弁の射程から外れることは明らかです。

基地の必要はなし

重大なことは、日本が参加する米軍のIAMD(統合防空ミサイル防衛)では、攻撃目標について「ミサイルサイト、飛行場、指揮統制機能、インフラストラクチャー」と明示されていることです。ミサイル基地、司令部に加え、飛行場、鉄道、道路、港湾などが攻撃対象とされます。これでは全面戦争になりま

す。月27日のフジテレビ系番組で『敵基地攻撃』という言葉にこだわらない方がいい。いわば軍事中核自体を狙っていく、軍事をつかさどるインフラを破壊していく、基地である必要は全然ありません」などと発言していました。米戦略に符合する内容です。

この点について内閣法制局の担当者は、国会答弁を示しつつ「そういうものが必要最小限として攻撃対象になるか、特定の施設があらかじめ入るとか入らないかについては答えることは困難。個々の当りはめの問題について答える立場にならぬ」というだけ。『敵基地』以外に攻撃対象が広がることへの懸念すら示しません。法の番人としての矜持はどこへ行ったのかと首を傾げざるを得ません。

(つづく)

安倍首相は、昨年2